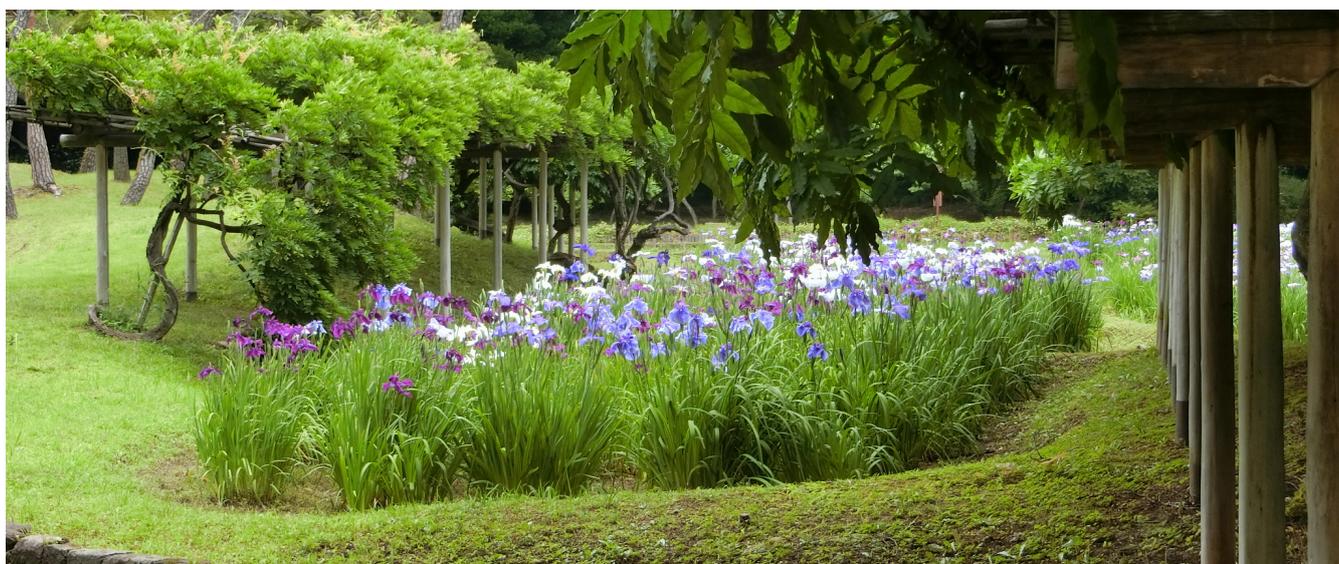




小林勝哉

社会保険労務士事務所

事務所通信と最新情報



本号の内容

SDGsと社会保険労務士

新宿区とSDGsと環境と

改正育児・介護休業法が 2025年4月から施行

SDGsと社会保険労務士

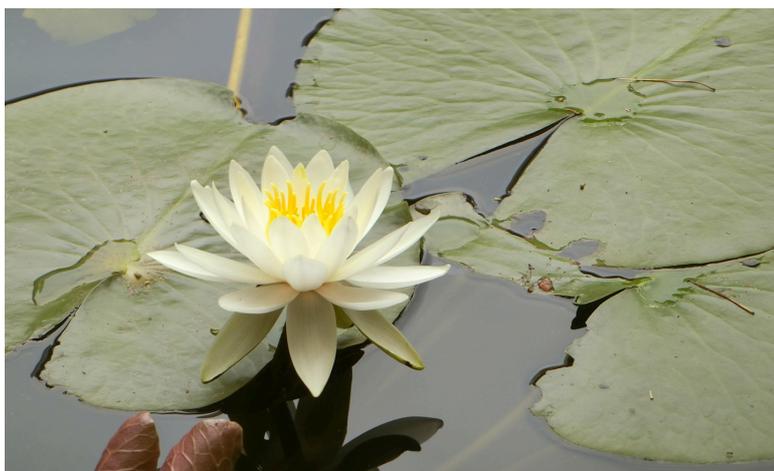
SDGsの目標期限：2020年に向けて

SDGsと社会保険労務士ってどんな関係があるかご存じですか？社会保険労務士として、最も近いSDGsの目標はSDGs目標8「働きがいも経済成長も」ではないでしょうか。

SDGs目標8は、包摂的かつ持続可能な経済成長や人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進するとされており、環境保護と両立する経済発展とともに、働きがいと十分な収入を得られる仕事の創出が求められています。

また、近年、日本でも急速に「ビジネスと人権（BHR）」への意識が高まっています。

弊所は、SDGsに貢献する社会保険労務士事務所として、憲法 第13条の基本的な人権に込められた温かな思いを具体化できるよう、一人の人を大切にこれからも活動を進めて参ります。



改正育児・介護休業法が 2025年4月から施行

テレワークの導入が努力義務化

注目されていた改正 育児・介護休業法が2024年5月31日に公布され、2025年4月1日から段階的に施行されることとなりました。

すべての企業で対応が必要となる法改正であり、いまから準備を進めていきましょう。

(育児) テレワーク導入努力義務

3歳に満たない子を養育する従業員がテレワークを選択できるようにする

(介護) テレワーク導入努力義務

要介護状態の対象家族を介護する従業員がテレワークを選択できるようにする

当事務所では、これからも、テレワークを通じた新しい働き方が当たり前になる時代となるよう、テレワーク専門社労士として、全国の中小企業の経営課題の解決に取り組んでまいります。

新宿区と

SDGsと環境と

新宿区は条例によりエコライフ推進員を区長が委嘱して、自ら環境に優しい生活〈エコライフ〉を実践し、地域における環境普及活動を進めています。当事務所ではSDGs目標8「働きがいも経済成長も」とともに、SDGsの基礎となる生物圏Biosphere=目標6、13～15への貢献をめざしエコライフ推進員としても活動を進めてまいります。



小林 勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館 3階

TEL : 03-6228-1336

FAX : 03-3269-2737

